

平日朝夕割引の実施開始について (ETCコーポレートカード)



1. 平日朝夕割引 (ETCコーポレートカード) の概要

① 割引対象

ETCコーポレートカードを利用して、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕（6時～9時、17時～20時）の時間帯に、料金所を通過する全車種（最大100km相当分）

朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用されます。

※深夜割引又は休日割引が適用される走行は、平日朝夕割引 (ETCコーポレートカード) の対象外 (重複しない)

※平日朝夕割引 (ETCコーポレートカード) の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の割引対象外

※朝、夕それぞれの2回目以降の走行は、平日朝夕割引の割引対象外 (大口・多頻度割引の割引対象)

※月毎の割引対象となる利用回数が4回以下の場合にも、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の対象外

※ご契約者様による新たな登録手続き (マイレージ登録等) は一切不要です。

② 対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路 (一部※を除く)

※圏央道等の大都市部区間・新湘南バイパス (茅ヶ崎JCT～藤沢)・京葉道路・第三京浜道路・横浜新道・横浜横須賀道路・第二神明道路・南阪奈道路・関門トンネル・堺泉北道路は対象外となります。

③ 割引率※

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定
 - ・ETCコーポレートカードのご利用額請求時に、割引後料金で請求
- ※利用回数は、ETCコーポレートカード1枚ごとの単位でカウントされます。

割引率※

月毎の利用回数	割引率 (地方部)
1～4回	0%
5～9回	30%
10回以上	50%

④ 実施時期

平成26年7月1日 (火) から実施

※詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

2. 主な変更点 (平成26年3月末まで実施していた通勤割引からの主な変更点)

	(新) 平日朝夕割引 (ETCコーポレートカード)	(旧) 通勤割引
対象日	平日のみ ※休日は休日割引が適用 (普通車以下)	全日
対象時間帯	6時から9時 および 17時から20時	6時から9時 および 17時から20時
割引の適用	割引対象となる月間利用回数に応じて適用 (料金所通過時は通常料金を表示)	走行1回ごとに適用 (料金所通過時に割引後料金を表示)
割引方法	割引額を差し引いて通行料金を請求	割引額を差し引いて通行料金を請求

【お問い合わせ】 中日本高速道路株式会社 ETCコーポレート取扱窓口

東京支社 TEL 03 (5776) 5679

八王子支社 TEL 042 (691) 8261

名古屋支社 TEL 052 (222) 1230

金沢支社 TEL 076 (240) 4954

受付時間/9:00～17:00 (土日祝を除く平日)

1-1. 平日朝夕割引(コーポレート契約)の割引条件について

別紙

割引対象自動車	ETCコーポレートカードで通行料金をお支払いいただく自動車
割引時間帯	平日の朝6～9時または夕方17時～20時の間に料金所を通過 ※朝・夕方それぞれ最初の1回に限る
割引適用区間	地方部区間のうち最大100km相当分
割引率	1カ月(1日から末日まで)の割引対象となる利用回数に応じて次の割引率を適用 ➢1回～4回 : 0% ➢5回～9回 : 30% (例:8回の場合、8回分の全走行に割引率30%を適用) ➢10回以上 : 50% (例:15回の場合、15回分の全走行に割引率50%を適用) ※利用回数はETCコーポレートカード毎にカウント
割引適用のタイミング	月毎の請求の際に割引額を差し引いて請求 ※料金所通過時は通常料金を表示
他の割引との重複	・深夜割引又は休日割引が適用される走行は、平日朝夕割引(コーポレートカード)の対象外(重複しない) ・ <u>大口・多頻度割引と重複適用しない</u> (平日朝夕割引(コーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は <u>大口・多頻度割引の対象外</u>) ※月毎の割引対象となる利用回数が4回以下の場合にも、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の対象外となりますのでご注意ください

1-2. 平日朝夕割引(コーポレート契約)の特徴について



平日朝夕割引(コーポレート契約)と大口・多頻度割引(車両単位割引及び契約者割引)は重複して適用されません。

平日朝夕割引(コーポレート契約)の適用条件を満たす場合には…

- ①100km以下の走行は、平日朝夕割引の対象走行となり、大口・多頻度割引の対象となりません。
- ②100km超の走行は、「100km以下の部分」と「100km超の部分」とに分けて大口・多頻度割引を適用します。(100km超の部分のみが大口・多頻度割引の対象となります。)
- ③月毎の割引適用回数が4回以下で、実質平日朝夕割引が適用されない場合も大口・多頻度割引の対象外となります。

※大都市近郊区間を含む場合、当該区間部分は大口・多頻度割引の対象(平日朝夕割引の適用対象外)となります。

2-1. 割引方法: 100km以下の走行の割引イメージ



100km以下
※大口・多頻度割引対象外

地方部区間

割引対象となる利用回数が月10回以上の場合	50%相当(平日朝夕割引の割引分) 請求対象 ※大口・多頻度割引対象外
割引対象となる利用回数が月5~9回の場合	30%相当(平日朝夕割引の割引分) 請求対象 ※大口・多頻度割引対象外
割引対象となる利用回数が月1~4回の場合	請求対象 ※大口・多頻度割引対象外

2-2. 割引方法: 100kmを超える走行の割引イメージ



	100km相当 ※大口・多頻度割引対象外	100km超 ※大口・多頻度割引対象
地方部区間		
割引対象となる利用回数が月10回以上の場合	<p>50%相当(平日朝夕割引適用)</p> <p>請求対象 ※大口・多頻度割引対象外</p>	<p>請求対象</p> <p>※大口・多頻度割引対象</p>
割引対象となる利用回数が月5~9回の場合	<p>30%相当(平日朝夕割引適用)</p> <p>請求対象 ※大口・多頻度割引対象外</p>	<p>請求対象</p> <p>※大口・多頻度割引対象</p>
割引対象となる利用回数が月1~4回の場合	<p>請求対象 ※大口・多頻度割引対象外</p>	<p>請求対象</p> <p>※大口・多頻度割引対象</p>

【凡例】

- : 利用明細書の「ご利用金額」に記載する額
- : 総括表(カード単位)の「割引対象額」に記載する額

2-3. 割引方法：100kmを超える走行の料金例



例えば、地方部150kmを走行した場合で、仮に通常料金が3,000円だった場合には内訳は以下のとおり。

	100km相当 ※大口・多頻度割引対象外	50km ※大口・多頻度 割引対象
地方部区間（通常料金：3,000円）		
割引対象となる利用回数が月10回以上の場合	(1,000円) 1,000円 (料金 × 100km / 150km × 50%)	1,000円
割引対象となる利用回数が月5～9回の場合	(600円) 1,400円 (料金 × 100km / 150km × 70%)	1,000円
割引対象となる利用回数が月1～4回の場合	2,000円 (料金 × 100km / 150km × 100%)	1,000円

【凡例】 : 利用明細書の「ご利用金額」に記載する額
 : 総括表(カード単位)の「割引対象額」に記載する額

3. 対象道路

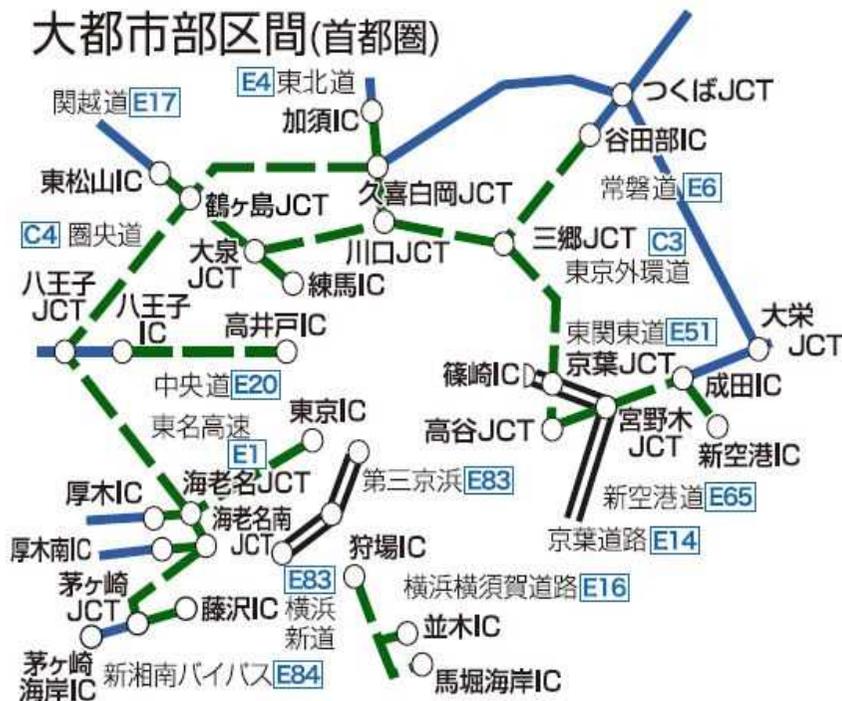
割引対象道路は、

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路（一部※を除く）です。

※圏央道等の大都市部区間・新湘南バイパス（茅ヶ崎JCT～藤沢）・京葉道路・第三京浜道路・横浜新道・横浜横須賀道路・第二神明道路・南阪奈道路・関門トンネル・堺泉北道路は対象外となります。



大都市部区間(首都圏)



大都市部区間(京阪神圏)



https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/discount/etc/images/etc_map.pdf でご確認いただけます